

事務連絡
令和6年3月29日

各 都道府県
政 令 市 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課
財務省主税局税制第二課
国税庁課税部消費税室

身体障害者用物品に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4第1項及び第2項の規定に基づき、「消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」（平成3年厚生省告示第130号）（以下「身体障害者用物品告示」という。）において、消費税非課税の対象となる身体障害者用物品等を定めているところ、今般、対象品目の見直しを行いました。

また、上記のほか、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の改正に伴い、身体障害者用物品告示に定める種目の一部についても改正を行い、令和6年4月1日から適用されます。

これを受けて、身体障害者用物品告示に定める種目に関する照会が寄せられたため、別添のとおりQ & Aを整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮願います。

【本事務連絡に関する問い合わせ先】
厚生労働省障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 障害者支援機器係
TEL：03-5253-1111（内線3073）

Q1 身体障害者用物品告示の「二 装具」に含まれる補装具告示別表1の「(4) 装具 (レディメイド)」について、メーカーから仕入れる場合や、利用者へ販売する場合の消費税の取扱い如何。

A 今般、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正に伴い、身体障害者用物品として定める「二 装具」には、オーダーメイドだけでなく、新たにレディメイドも含まれることを明記したものである。

国内において行われる身体障害者用物品の譲渡等には消費税を課さないこととされていることから、装具 (レディメイド) として国内で譲渡が行われる場合は、メーカー、サプライヤー、補装具事業者等によらず、すべて非課税として取り扱われたい。

また、非課税となる当該物品の譲渡等については、インボイス (登録番号を付した適格請求書等) は発行されないこととなるため、留意されたい。

Q2 今般の改正において、身体障害者用物品告示1の「三 座位保持装置」から「姿勢保持装置」に名称変更されている理由如何。

A 座位保持装置は、座位に限らず、座位に類似した姿勢 (いわゆる立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等) を保持する機能を有するものを含んでいるところ、その実態を踏まえて、今般、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準が改正され、身体障害者用物品告示においても「姿勢保持装置」と名称を見直すこととしたものである。